

犬山市ごみ集積場優良町内会に係る表彰事務要領

(目的)

第1条 この要領は、ごみの減量及び分別収集について精力的に取り組み、環境美化に努めている町内会を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象となる町内会は、犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年規則第27号）第3条に掲げる区域の町内会とする。

(表彰する町内会の選定)

第3条 市長は、表彰対象のうち、当該年度の4月以降の状況を総合的に勘案した上で、ごみ排出のルールを遵守し、分別収集の徹底を図り、かつ、集積場の美化を継続的に実践しており、他の模範となると認められる町内会を選定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、町会長会の会合において表彰状を贈呈することによりこれを行う。

附 則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。